

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 12月 12日～ 令和 10年 12月 11日までの3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

### <対策>

- 令和 7年 12月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 8年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、説明会などによる全従業員への周知

目標2：子の看護等休暇及び介護休暇について法を上回る日数を取得できるようにする。

### <対策>

- 令和 7年 12月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和 8年 1月～ 育児・介護休業規程の改定  
説明会による従業員への周知